

裁判官の視点で、弁護士の
適切かつスピーディーな訴訟活動をナビゲート!

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

契約編

加藤 新太郎・松田 典浩 編集

A5判・356頁 定価：本体3,900円+税

本書の特長

- ◆系統的に整理した項目ごとに、設例を作成し、そこにあらわれる重要論点について、現在の判例法理、学説の議論状況を客観的に明示!
- ◆判例から想を得て作成された設例について、Basic Information、設例に対する回答、解説の順で解説し、法律実務家として知っておくべき実体法上、訴訟法上の問題点を明示!
- ◆現職の裁判官が、現在の裁判実務の実際について、相場観を含めて運用レベルの問題まで解説!



裁判官の視点で、
弁護士の適切かつ
スピーディーな
訴訟活動をナビゲート!

訴訟遂行上の
問題発見のための
必読書!

民事裁判実務の重要論点 [家事・人事編] も好評発売中!

第一法規

目次〔抜粋〕

第1 契約のプロセス

- 1 契約の解釈 (入金リンク条項) / 2 請負契約約款の賠償金条項 / 3 契約締結上の過失 (歯科医師) / 4 契約交渉中の説明義務 (建築基準法) / 5 契約交渉中の説明義務 (経営破綻) / 6 契約の効力 (約款) / 7 契約の効力 (責任限度額条項) / 8 継続的契約の一般的问题 / 9 事情変更の原則 / 10 危険負担 / 11 解除

第2 契約の類型

- 1 手付 / 2 売買契約 (受領遅滞) / 3 数量指示売買 / 4 瑕疵担保 (借地権) / 5 瑕疵担保 (ふっ素) / 6 売買契約 (商品取引) / 7 準消費貸借契約 / 8 ファイナンスリース / 9 請負契約 (建築瑕疵 I) / 10 請負契約 (建築瑕疵 II) / 11 請負契約 (下請) / 12 製作物供給契約 / 13 説明義務 (宅地建物) / 14 委任契約 (弁護士の説明義務) / 15 消費寄託契約 (預金払戻請求) / 16 消費寄託契約 (預金債権の帰属) / 17 在学契約

裁判官が説く
民事裁判実務の重要論点

家事・人事編

加藤 新太郎・
松本 明敏 編集
も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

訴訟遂行上の問題発見のための法律実務家必読書！

内容見本

設例ごとに、[Basic Information ▶ 設例に対する回答 ▶ 解説] の順に解説しています。

14 委任契約（弁護士の説明義務）

設例 25

消費者金融業者数社から借入れをしたXは、弁護士Yに対し債務整理を委任したところ、Yは、Xの債務の一部につき消滅時効期間の経過を待つ方針（時効待ち方針）を採った。この場合に、Yにおいて時効待ち方針に伴うXの不利益やリスクについてどのような説明義務を負うか。

Basic Information

- 1 弁護士・依頼者間の契約は、弁護士が「善良な管理者の注意」をもってする委任事務処理義務を負う委任契約である（民法643条）。「善良な管理者の注意」は、委任者である弁護士が負う行為義務である委任事務処理義務の具体的内容を確定するための基準である。
- 2 弁護士の善良注意義務の発現として、依頼者の当面する問題を解決するため、弁護士には、「問題解決にふさわしい措置を選択すべき義務」があり、選択した措置について依頼者に対して説明して承諾を得る段階では、「依頼者が意思決定をするのに必要にして十分な説明をする義務」がある。

設例に対する回答

○主要な争点

- 1 債務整理について受任した弁護士の依頼者に対する説明義務の内容・範囲。
- 2 債務整理の方針についての説明義務違反の有無。

○回答

- 1 債務整理に係る法律事務を受任した弁護士が、特定の債権者の債権につき消滅時効の経過を待つ方針を採る場合には、この方針に伴う不利益等や他

の選択肢を説明すべき委任契約上の義務を負う。

2 債務整理において債権者が依頼者に対して何らの措置も採らないことを一方的に期待して残債権の消滅時効の完成を待つという「時効待ち方針」は、最終的解決が遅延するという不利益、提訴されると法定利率を超える高い利率による遅延損害金も含めた敗訴判決を受ける公算が高いというリスクがあるところ、回収過払金を用いて残債権を弁済する方法によって最終的解決を図るという現実的な代替選択肢がある場合に、弁護士Yにおいて時効待ち方針を採るときには、その不利益・リスク、代替選択肢を説明する義務があるが、弁護士Yがこのような説明をしていないことは説明義務違反として債務不履行責任を負う。

○参考事例

最三小判平成25・4・16民集67巻4号1049頁〔28211361〕

解説

1 事案の概要

弁護士Yに債務整理を依頼したAの相談人Xは、Yに対し、債務整理の方針についての説明義務違反があったとして、債務不履行に基づき慰謝料等の損害賠償請求をした。

(1) Yは、平成17年6月30日、Aから、消費者金融業者に合計約250万円の債務があるとして、その債務整理について相談を受けた。Yは、債務の返済状況等を聴取した後、Aに対し、「過払金が生じている消費者金融業者から過払金を回収したうえ、これを原資として他の債権者に一括払による和解を提案して債務整理をすること、債務整理費用が30万円であり、過払金回収の報酬が回収額の3割であること」などを説明し、YとAは、同日、債務整理を目的とする委任契約を締結した。

(2) Yは、利息制限法所定の制限利率に従い、Aが債権者に弁済した元利金の充当計算をしたところ、B（当時の商号はC）・Dに対してはまだ元本債務が残っているが、E・F・Gに対しては過払金が発生していることが判

◆裁判官から見た訴訟実務上抜け落ちしやすいポイントをもれなく把握できます！

◆実務で取り上げべき判例が的確にわかります！

◆参考文献で、更に深堀ができます。

(3) 本判決の意義

本判決は、債務整理に係る法律事務を受任した弁護士が、特定の債権者の債権につき消滅時効の経過を待つ方針を採る場合には、この方針に伴う不利益等や他の選択肢を説明すべき委任契約上の義務を負うことを規範として明示し、本件事実関係に当てはめをして説明義務違反を肯定したものである。債務整理に関して弁護士の善良注意義務としての説明義務に関する規範を明示したうえで、弁護過誤を肯定したものとしては、はじめての最高裁判決である。

これまでの裁判例をみると、債務整理に関して弁護士の説明義務違反が肯定されたケースとしては、本件1審判決である裁判例①、③鹿児島地名瀬支判平成21・10・30判時2059号86頁〔28160139〕、④鹿児島地名瀬支判平成22・3・23判時2075号79頁〔28161787〕のほか、⑤東京地判平成24・11・27判時2188号66頁〔28212545〕がみられる。これに対して、弁護士の説明義務違反が否定されたケースには、本件原審判決である裁判例②のほか、⑥福岡高宮崎支判平成22・12・22判時2100号50頁〔28170469〕、⑦福岡高宮崎支判平成22・12・22判時2100号58頁〔28170470〕（④の控訴審判決）がある。こうした状況下において、本判決は弁護士の説

6 道垣内弘人「善良注意義務をめぐって」法学教室305号（2006年）39頁、潮見佳男「基本講義1債権各論（第2版）」新世社（2009年）246頁。

7 加藤新太郎「弁護士の職務における裁量」滝沢昌彦ほか編『門谷峻先生古稀祝賀

◆参考文献

本文中に掲げるものは

- ・吉永一行「判批」民商149巻2号（2013年）66頁
- ・小笠原奈美「判批」現代消費者法21号（2013年）82頁
- ・加藤新太郎「判批」金融商事1427号（2013年）8頁
- ・西島良尚「判批」私法判例リマックス48号（2014年（上））34頁
- ・佐久間毅「判批」平成25年度重要判例解説83頁
- ・王冷然「判批」徳島大学社会科学研究所28号（2014年）1頁
- ・岩藤美智子「判批」判例セレクト2013(1)（2014年）22頁
- ・松浦聖子「判批」法セ59巻1号（2014年）120頁
- ・瀬戸口祐基「判批」法協132巻3号（2015年）523頁
- ・西内祐介「判批」法時87巻8号（2015年）118頁
- ・山代忠邦「判批」信大法学論集26号（2015年）45頁
- ・難波謙治「判批」速報判例解説⑩（2015年）79頁

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 民裁実務契約

検索

CLICK!